

第 615 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 12 月 4 (月) 午後 1 時 29 分から午後 2 時 29 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員 (13 人)

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容			12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員 (1 人)

11	森田 泰彰						-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員 (4 人)

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 615 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 615 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、現在、委員 13 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>【要約】穏やかな日が続いている。先月 27 日のブロック別研修会に多数参加いただいた。また、昨日の富津イオンでの農業まつりは盛況であったので、報告する。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 615 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。12 番 安田委員、13 番 小柴委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、12 番</p>

安田委員	<p>安田委員、お願いします。</p> <p>議案第1号1番について、申請地を12月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。峰上保育所より南東の方向1400m付近に位置する農地です。</p> <p>権利者は以前より農業に興味があり、今回、義務者の子と親友であったことから農地を借受けて、新規に農業を開始しようとするもので賃借権設定の申請であります。登記地目は田であります。元々水持ちが悪く水稲の栽培に適していないことから、ブルーベリーの苗木をポット栽培により生産し、農業法人へ販売する営農計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、販売先の農業法人よりブルーベリー苗の栽培打診があり、土地の選定をしていたところ、水持ちが悪く水稲の栽培に適していなかった申請地を、ブルーベリー苗の栽培に利用することが可能と考え、借受けることで合意が整い本申請に及んだものであります。権利者は、太陽光発電会社に勤務しながらの就農で、通作距離もあり常時管理を行っていくことが不可能なことから、申請地の隣に住む義務者の子及び配偶者を臨時的に雇用し肥培管理の手伝いにあたってもらう計画であります。既に、農地の一部に販売先の農業法人からの指導を受けながら、試験的に栽培を開催し順調に生育中とのことです。本申請は、期間1年間の賃借権設定ですが、事業の継続見通しが立った時点で購入する計画であり、既に地権者と合意が整っているとのことです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地1,080㎡、耕作面積0㎡、従農数は、臨時雇用者を含め3名であります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち</p>

<p>議長</p>	<p>切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番 渡邊委員、お願いします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>議案第1号2番について、申請地を12月2日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。更和郵便局より東の方向1100m付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得した申請地ですが、居住地から遠く、農業経験も無く親戚を頼りに今日まで耕作をお願いしておりました。今後も自作することは不可能なため叔母にあたる権利者に相談したところ、一部の農地を引き継ぐことで承諾を得ることが出来たため、売買による所有権移転の申請となったものであります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続により持分2分の1の共有名義により取得しましたが、居住地から遠く又、農業経験が無いことから親戚を頼り現在まで耕作を行ってきました。今後も、自ら耕作を行うことは不可能であり、先代から引き継がれた農地を荒らすことは大変残念なため、叔母にあたる権利者に相談したところ、私の生家であり、若いころは農作業を手伝った経験もあり、配偶者も農作業を手伝ってくれることとなったことから、一部の農地を引き継ぐため、申請に及んだものであります。</p> <p>当面は、親戚を頼りながら農作業に従事することとなりますが、順次対応できるよう努めたいとの考えです。また、空き家となっていた実家をリホームし農繁期には滞在しながら農作業を行う計画となっ</p>

<p>議長</p>	<p>ております。申請地は、農振農用地区域内農地 4,989 m²、権利者の耕作面積は 0 m²、農作業歴 3 年、従農数は臨時雇用者 2 名を含め 4 名であります。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 番 鈴木昇委員、お願いします。</p>
<p>鈴木昇委員</p>	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を 12 月 4 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西の方向 400m 付近で、周辺は住家が連なっている場所に存在する農地であります。</p> <p>申請地は、権利者が耕作を行っている畑と隣接しており、購入することで形状が良くなり耕作しやすくなることから、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、露地野菜の栽培を行う予定であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、高齢となり申請地の耕作が行えない状況でした。権利者へ打診したところ、自宅に近く、自作地に隣接していることから購入することで農地の形状が良くなり、耕作がしやすくなると考え購入することとし、本申請となったものであります。申請地は、農振農用地区域外農地 175 m²、権利者の耕作面積は 1,100 m²、農作業歴 40 年、従農数 4</p>

<p>議長</p>	<p>名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第1号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いします。</p>
<p>大塚委員</p>	<p>議案第1号4番について、申請地を12月2日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。更和郵便局より東の方向500m付近に位置する農地で、登記地目は田であります。現況は畑となっております。</p> <p>権利者と義務者の関係は、兄弟であります。義務者は、相続により取得しました。当時は地元へ戻り耕作を行う考えでしたが、高齢なことから今まで管理をしてくれた弟へ贈与による所有権移転を行うものであります。営農計画は露地野菜の栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、父親から相続により取得いたしました。相続当時は、地元に戻り耕作を考えておりましたが、高齢となったことから耕作をあきらめ、今まで維持管理をしてくれた弟へ贈与することで合意が整い、本申請となったものであります。申請地は、農振農用地区域外農地 424.46㎡、権利者の耕作面積 2,626㎡、農作業歴 40年、従農数 2名であり</p>

議長	<p>ます。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、3番 丸委員、お願いします。</p>
丸委員	<p>議案第1号5番について、申請地を12月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より東の方向1,200m付近に位置する農地であります。周辺は広大な農地が広がり水稻の栽培がされている所です。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが耕作手段も無いことから権利者に耕作を依頼しておりました。今回、権利者へ売却することで話が纏まり、売買による所有権移転の申請であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの丸委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、耕作手段が無いため近くに住む権利者に耕作の依頼をしておりました。今後も、自作することが不可能なことから権利者へ売却の申し入れを行い、受諾できたことから本申請を行うものであります。権利者は、今まで耕作の依頼を受けていたこと、自作地にも近いこと、土地改良施工地であることなど、耕作条件も良いことから規模拡大を目的としたものであります。申請地は、農振農用地区域内農地509㎡、権利者の耕作面積7万2,494.33㎡、農作業歴20年、従農数3名であり</p>

議長	<p>ます。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号6番については、川口委員に関する案件になりますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、川口委員は一時退席をお願いします。</p> <p>【川口委員 一時退席】</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、隣接地区担当ということで、7番、渡邊和己委員に担当していただきましたので、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第1号6番について、申請地を12月2日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。旧竹岡小学校より南西の方向400m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地ですが、耕作手段も無いことから権利者に耕作を依頼しておりました。今後も管理することも不可能であり、引き継ぎ耕作をお願いすることは悪いと考え、贈与の申出をしたところ承諾が得られたことから、贈与による所有権移転の申請を行うものであります。営農計画は水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者</p>

	<p>は、相続で得た農地ですが、遠方でかつ、耕作手段が無いため近くを耕作している権利者に依頼をしておりました。今後も、自作することが不可能であり、農地の荒廃化を防ぐため権利者へ譲り渡しの申し入れを行い、受諾されたことから本申請を行うものであります。権利者は、申請地の耕作を行ってきたこと、近くに自作地もあり土地改良施工地であることなど、耕作条件も良いことから規模拡大を目的としたものであります。申請地は、農振農用地区域内農地 2,126 m²、権利者の耕作面積 3 万 2,221 m²、農作業歴 29 年、従農数 2 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 6 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 6 番は承認されました。</p> <p>【川口委員 入室着席】</p>
議長	<p>続いて、議案第 1 号 7 番について、担当委員の現地調査及び説明を、3 番 丸委員、お願いします。</p>
丸委員	<p>議案第 1 号 7 番について、申請地を 12 月 3 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向 800m 付近に位置し、土地改良された水田が広がっている一画に所在する農地であります。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地を、耕作手段が無いことから近くに住む権利者に耕作をお願いしておりました。今後も管理することも難しいことから、耕作をお願いしていた権利者へ譲り渡すため、贈与による所有権移転の申請であります。営農計画は水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの丸委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、相続で得た農地を耕作手段が無いことから、近くに住む権利者に依頼をしておりました。今後も、自作することが不可能であり、休耕することで荒廃化が進み、隣接農地に迷惑をかける恐れが生じる可能性もあることから、権利者へ譲り渡しの申し入れをし、受諾されたことから本申請を行うものであります。権利者は、申請地の耕作を行ってきたこと、土地改良施工地であり耕作条件も良いことから規模拡大を目的とするものであります。申請地は、農振農用地区域内農地 966 m²、権利者の耕作面積 1 万 8,131 m²、農作業歴 55 年、従農数 2 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 7 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 7 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明ですが、11 番 森田委員 が欠席ですので、補足説明を含め、事務局からお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第 2 号 1 番について、申請地を 12 月 4 日に確認したとの報告を森田委員から受けておりますので、説明いたします。申請地の所在</p>

	<p>につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢のため所有農地の耕作、維持管理を継続することが困難になり、また、権利者にとって本件土地が太陽光発電施設に転用するにあたって陽当たりや面積などの好条件であったことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、1番 鈴木昇委員 お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第2号2番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より東の方向約1.8kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、神奈川県に居住しているが、今後の子供の成長や、高齢の親の療養のため、空気の綺麗な土地へ移住したいという思いが</p>

	<p>あり、今後、近隣での農作業や養蜂などを視野に入れて本件土地に移住するため、専用住宅用地として所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありませ せん。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関 しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め 立てはありません。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、 用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水 とともに道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し自己資 金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として 利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題 ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございま すか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち 切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 （挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認され ました。</p>
議長	<p>では次に、議案第2号3番について、こちらの担当委員の現地調査 及び説明も、1番 鈴木昇委員 お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第2号3番について、申請地を12月4日に確認しましたので、 説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 吉野小学校より南東の方向約1.5kmに位置する農地であります。 権利者は現在、賃貸アパートで暮らしているが、手狭になったため、</p>

	<p>生活環境が整い、親の住まいも近く双方で協力しやすく利便性も高いことから、申請地に専用住宅を建てるため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第2号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、これも1番 鈴木昇委員 お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第2号4番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より西の方向約400mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、いずれも耕作を行える者がおらず自己保全管理をしているが、農地縮小を考慮し、陽当たりなどの条件が良い本件土地を太陽</p>

<p>議長</p>	<p>光発電施設として利用することで権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号4番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号5番について、担当委員の現地調査及び説明を14番 鈴木伸江委員 お願いします。</p>
<p>鈴木伸江委員</p>	<p>議案第2号5番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、いずれも耕作を行える者がおらず自己保全管理をしているが、農地縮小を考慮し、周辺に建物が無く陽当たりが良い、本件土地を太陽光発電施設として利用することで権利者と話がまとまった</p>

	<p>ため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号5番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号6番について、担当委員の現地調査及び説明を8番 渡邊和己委員 お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第2号6番について、申請地を12月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南東の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>本件土地は、周辺に田園風景が広がり眺望がよく、また、高速道路のインターチェンジも近く東京や神奈川からのアクセスも良いため、権利者の希望にすべて合致していることから、隣接住宅の駐車場およ</p>

	<p>び進入路として所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場および進入路用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号6番は承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号7番については、担当委員が私になりますので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号7番について、申請地を12月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫町駅より北東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢により耕作の継続が難しくなり、後継者もおらず維持管理も難しくなっていたところ、権利者より、立地上の条件が良いことから太陽光発電施設として有効利用することの話があり、双方の</p>

事務局 (樋口)	<p>合意が得られたため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号7番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第2号8番と9番ですが、この2件の義務者と権利者、また地区も同一ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。(声：異議なし)</p> <p>ご異議なしということで、一括の審議、個別の採決といたします。それでは、こちらの担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員をお願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号8番並びに9番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津中央インターチェンジより北東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p>

	<p>義務者は、高齢により耕作の継続が難しくなり、後継者もおらず維持管理も難しくなっていたところ、権利者より、立地上の条件が良いことから太陽光発電施設として有効利用することの話があり、権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号8番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号9番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第2号10番について、担当委員の現地調査及び説明を、4番 川口委員 お願いします。</p>

川口委員	<p>議案第2号10番について、申請地を12月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。竹岡コミュニティセンターより南西の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢化により農地の耕作および管理が困難になっていたところ、譲受人と太陽光発電施設での転用の話があり、陽当たりやアクセス面において権利者との条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号10番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号10番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号11番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>

佐久間委員	<p>議案第2号11番について、申請地を12月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧環南小学校より南西の方向約650mに位置する農地であります。地目は田ですが、現況は耕作などはされておりません。</p> <p>義務者は、高齢化により農地の耕作、および草刈り等の管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、陽当たりのよさなどに立地面において条件に合致したことから、話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号11番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号11番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。</p>

事務局（山口）	<p>ます。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和5年第8次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号5-8-1 利用権の設定等を行う者 ■■■■■ 対象農地 ■■■■■ ■■■■■畑 2509㎡、転貸を受ける者 ■■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間10年の新規契約であります。</p> <p>次に、6ページが、利用権の設定を受ける借り手の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番が駐車場とするもので、面積は324㎡です。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番と5番が専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が1291㎡、5番が435㎡です。2番は住宅敷地として所有権移転するもので、面積は139㎡、3番と4番は資材置場として所有権移転するもので、</p>

議長	<p>面積は3番が96㎡、4番が274㎡、6番は専用住宅として賃借権設定するもので、面積は659㎡です。これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>(12/19研修会について、1/23いきいき交流会について)</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、1月5日金曜日、場所は401会議室で午後4時から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時29分</p>